

四日市市青年就農給付金給付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 4 月 14 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 40 号

四日市市青年就農給付金給付規則の一部を改正する規則

四日市市青年就農給付金給付規則（平成 25 年四日市市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給付要件等)</p> <p>第 2 条 給付金の給付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「給付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。この場合において、給付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「給付対象者」を「給付対象者又は給付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「給付対象者」を「給付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること。<u>この場合</u></p>	<p>(給付要件等)</p> <p>第 2 条 給付金の給付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「給付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。この場合において、給付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「給付対象者」を「給付対象者又は給付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「給付対象者」を「給付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること。</p>

において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規定する営農困難時貸付による権利の設定をしている場合並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りでない。

イからオまで （略）

- (3) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に青年就農給付金申請追加資料（第1号様式-2）を添付するものをいう。以下同じ。）であると市長が認めた者であること。ただし、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場

イからオまで （略）

- (3) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると市長が認めた者であること。ただし、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合は給付の対象外とする。

合は給付の対象外とする。

(4) 新たに青年就農給付金の給付を受けようとする者については、基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること（給付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。）。

(5) 第4条に規定する青年等就農計画等が次に掲げる基準に適合していること。

ア及びイ（略）

(6)から(9)まで（略）

（給付金額及び給付期間）

第3条 給付金の額は、経営開始初年度は、給付期間1年につき青年就農者1人あたり150万円を給付し、経営開始2年目以降は、給付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、給付金を除く。）を減じた額に5分の3を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を給付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を給付する。

(4) 新たに青年就農給付金の給付を受けようとする者については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること（給付期間中に、基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合を除く。）。

(5) 第4条に規定する青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に所要の追加資料（第1号様式2）を添付するもの。）が次に掲げる基準に適合していること。

ア及びイ（略）

(6)から(9)まで（略）

（給付金額及び給付期間）

第3条 給付金の額は、青年就農者1人あたり年間150万円とする。

2 (略)

3 夫婦で農業経営を開始し、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合は、給付期間1年につき夫婦合わせて第1項の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を給付する。

(1)から(3)まで (略)

4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。)に給付期間1年につきそれぞれ第1項の額を給付する。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者が法人を経営する場合は、給付の対象外とする。

(青年等就農計画等の承認申請)

第4条 給付金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、青年等就農計画等を作成し、青年就農給付金青年等就農計画承認申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(青年等就農計画等の承認)

第5条 (略)

(青年等就農計画等の変更申請)

第6条 前条の承認を受けた者(以下「受給適格者」という。)が青年等就農計画等を変更しようとする場合は、

2 (略)

3 夫婦で農業経営を開始し、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合は、夫婦合わせて年間225万円を給付する。

(1)から(3)まで (略)

4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。)にそれぞれ年間150万円を給付する。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者が法人を経営する場合は、給付の対象外とする。

(青年等就農計画の承認申請)

第4条 給付金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、青年等就農計画を作成し、青年就農給付金青年等就農計画承認申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(青年等就農計画の承認)

第5条 (略)

(青年等就農計画の変更申請)

第6条 前条の承認を受けた者(以下「受給適格者」という。)が青年等就農計画を変更しようとする場合は、青

青年就農給付金青年等就農計画変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

（青年等就農計画等の変更の承認）

第7条（略）

（給付金の給付申請）

第8条（略）

2 前項の給付申請は、半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、申請する給付金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

（給付金の請求）

第10条（略）

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに給付金を給付するものとする。この場合において、市長は1年分の給付金を一括で給付することができるとする。

（就農状況報告）

第11条（略）

2 市長は、前項の報告書を受け付けたときは、三重県等の関係機関と協力し、給付金を給付している期間、青年等就農計画等に即して計画的な就農が

年就農給付金青年等就農計画変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

（青年等就農計画の変更の承認）

第7条（略）

（給付金の給付申請）

第8条（略）

2 前項の給付申請は、半年分ごとに行うことを基本とするものとする。

（給付金の請求）

第10条（略）

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに給付金を給付するものとする。

（就農状況報告）

第11条（略）

2 市長は、前項の報告書を受け付けたときは、三重県等の関係機関と協力し、給付金を給付している期間、青年等就農計画に即して計画的な就農がで

できているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、関係機関と連携して適切な指導を行うものとする。

3 前項の確認は、就農状況確認チェックリスト（第9号様式）を用い、次の各号に掲げる方法により当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 給付金受給者への面談

ア 青年等就農計画等達成に向けた取組状況

(2)及び(3)（略）

（給付の中止）

第12条（略）

2 市長は、前項の中止届を受け付けた場合又は次の各号に該当する場合は、給付金の給付を中止するものとする。

(1)から(4)まで（略）

(5) 前条第2項の就農状況の確認等により、次のアからオまでに掲げる場合に該当し、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

ア 青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合

イからオまで（略）

(6) 給付金受給者の前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、給付金は除く。）が350万円以上であった場合。ただし、その後350万円を下回った場合は、当該下回った年の翌年から給付金の給付を再開することができるものとする。

できているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、関係機関と連携して適切な指導を行うものとする。

3 前項の確認は、就農状況確認チェックリスト（第9号様式）を用い、次の各号に掲げる方法により当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 給付金受給者への面談

ア 青年等就農計画達成に向けた取組状況

(2)及び(3)（略）

（給付の中止）

第12条（略）

2 市長は、前項の中止届を受け付けた場合又は次の各号に該当する場合は、給付金の給付を中止するものとする。

(1)から(4)まで（略）

(5) 前条第2項の就農状況の確認等により、次のアからオまでに掲げる場合に該当し、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

ア 青年等就農計画の達成に必要な経営資産を縮小した場合

イからオまで（略）

(6) 給付金受給者の前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、給付金は除く。）が250万円以上であった場合。ただし、その後250万円を下回った場合は、当該下回った年の翌年から給付金の給付を再開することができるものとする。

(給付情報等の登録)

第 17 条 市長は、青年等就農計画等、
給付申請書等の提出があった場合には、
青年就農給付金給付対象者データ
ベース（以下「データベース」とい
う。）に給付情報等を速やかに登録す
るものとする。

2 (略)

(給付情報等の登録)

第 17 条 市長は、青年等就農計画、給
付申請書等の提出があった場合には、
青年就農給付金給付対象者データベ
ース（以下「データベース」という。）
に給付情報等を速やかに登録するもの
とする。

2 (略)

第 1 号様式及び第 1 号様式 - 2 を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

印

青年就農給付金青年等就農計画承認申請書

四日市市青年就農給付金給付規則第4条の規定に基づき、別添のとおり青年等就農計画の承認を申請します。

なお、新規就農者総合支援事業実施要領（平成24年6月1日付け農林水第110-228号三重県農林水産部長通知）に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る給付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

第1号様式-2

青年就農給付金申請追加資料

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置づけ

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
----------	--	--

4 給付期間（経営開始型）

年 月 ～ 年 月

5 過去の研修等の経験（準備型給付期間）

年 月 日 ～ 年 月 日

6 その他

生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない
青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）への加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない

添付書類

別添 1. 収支計画

2. 履歴書

3. 経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

4. 経営を継承する場合は従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど））

5. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し

6. 通帳の写し

7. 確約書及び当該農地を示す地図（親族から賃借した農地が主である場合）

※その他、市長が必要と認める書類（前年の所得証明書など）

第5号様式を次のように改める。

四日市市長

住 所
氏 名

印

青年就農給付金給付申請書

青年就農給付金の給付を受けたいので、四日市市青年就農給付金給付規則第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

給付対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
今回申請する給付金の対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 農業経営開始後の所得に限り給付金を除く額 ^{※2} を記載	(ア) 円
今年の給付金額 ^{※3、4} 経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合： (350万円 - (ア)) × 3/5で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150万円	(イ) 円
今回の給付申請額 ^{※3} 原則として(イ)の半額を記載	円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付(例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない

- ※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。
- ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の給付金を除く額。
- ※3 1円未満は切り捨てとする。
- ※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

添付書類※

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書の写し
 - ・身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し(夫婦で給付申請する場合はそれぞれの書類))
 - ・離職票の原本(提示が可能な場合)
- ※2回目以降の申請については、前回から変更がない場合は添付しなくてもよい。

第15号様式を次のように改める。

第15号様式（第16条関係）

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する給付対象者情報に記載し、データベースに登録される、給付対象者に係る個人情報の取扱いについては、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、青年等就農給付金受給者本人の同意を得ることにより、本事業を実施します。

第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、以下のとおりです。
(別紙「個人情報の取扱い」参照)

- 1 各都道府県や市町村等の関係機関で受給者の情報を共有することにより、給付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 給付主体等が給付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が給付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1及び3までを実施するため、各給付主体等が給付対象者から提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録すること。
- 5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

別紙

四日市市長

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名してください。

四日市市青年就農給付金給付規則に係る個人情報の取扱いについて

四日市市は、青年就農給付金事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業による給付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、給付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

（注） 情報提供を行う関係機関等の名称

農林水産省、国が選定した団体、東海農政局、三重県、
青年農業者等育成センター、公益財団法人三重県農林水産支援センター、
三重県農業会議、三重北農業協同組合、三重茶農業協同組合、
四日市市農業委員会

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

（法人・組織名）

氏名

印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市青年就農給付金給付規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後になされる申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の四日市市青年就農給付金給付規則（以下「旧規則」という。）の規定により実施している事業については、第 8 条及び第 10 条の改正を除き、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、旧規則の規定に基づき給付を受けている者が、この規則の改正後に第 3 条に規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、夫婦合わせて新規則の適用を受けるものとする。

（商工農水部農水振興課）